

福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会答申

(答申第1号)

平成30年3月15日

諮問機関： 福岡県介護保険広域連合
諮問日： 平成29年7月6日（福介連個審諮問第1号）
答申日： 平成30年3月15日（福介連個審答申第1号）
事件名： 要介護認定処分に係る介護認定審査会の議事録等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

福岡県介護保険広域連合長（以下「実施機関」という。）が、平成29年3月30日付けで行った認定情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の議事録の開示を求めるというものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年3月28日付けで、実施機関に対し、福岡県介護保険広域連合個人情報保護条例（平成23年福岡県介護保険広域連合条例第3号。以下「本件条例」という。）第10条第1項の規定により、要介護認定の本人に係る一次及び二次判定結果並びに判定変更事由の写しの交付を請求するとともに、介護認定審査会の議事録の詳細内容の開示（録音されているのであれば内容の視聴）を求めた。
- (2) 実施機関は、平成29年3月30日付けで、要介護認定の本人に係る一次及び二次判定結果並びに判定変更事由について、既に回答していることを理由に、認定審査会の音声データについて、本件条例第12条2項の不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないこと、福岡県介護保険広域連合の要介護認定に係る個人情報の開示に関する規則（平成12年福岡県介護保険広域連合規則第14号）に該当しないこと

を理由に、開示しないとの本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成29年6月21日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 本件決定における本件条例及び本件規則等を理由とする不開示理由の説明は、不十分であり、不適切である。
- 2 認定審査会の音声データは、電磁的記録の公文書に該当し、開示請求があれば音声データをもとに明文化した議事録を作成し、不開示部分を区分した形で開示することが適切な対応である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 要介護認定に係る個人情報、本件規則第4条において、開示できるものについて、「認定調査内容」、「主治医意見書」、「一次及び二次判定結果」及び「判定変更事由」の4項目に限定している。認定審査会の音声データは、電磁的記録の公文書に該当するが、開示できるものに含まれていないため、不開示としたものである。
- 2 認定審査会の音声データは、認定審査会の開会から閉会まで一連の流れで録音されているため、個人に関する情報や開示請求人以外の審査判定の詳細が含まれており、本件条例第12条第1項第1号に規定する不開示情報を含んでいる。
また、委員の肉声が記録されており、肉声自体が同項第3号に規定する不開示情報である。
- 3 不開示情報が含まれている場合は、同条第2項において、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定してい

る。審査請求人は、音声の視聴を求めているが、実施機関において、不開示情報を分離できるソフトウェアを持ち合わせておらず、容易に区分できないため、不開示としたものである。

- 4 個人情報開示においては、存在する公文書の不開示情報を除き、あるがままの形で開示することが原則である。開示請求時点において、存在している公文書は、音声データのみであり、文書としての議事録は、存在していないため、開示請求の対象ではない。
- 5 実施機関が平成29年1月26日付けで行った開示決定は、議事録が開示対象でないことに加え、開示請求時点で存在していないにもかかわらず、情報開示を行うことを目的に音声データから文書の議事録を作成し、開示しており、不適切な対応であったと考えている。

第5 審査会の審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり、審議を行った。

- ①平成29年7月6日 実施機関より諮問
- ②平成30年1月15日 審議
- ③平成30年2月15日 審議
- ④平成30年3月5日 審議

第6 審査会の判断

当審査会は、上記審査請求人及び実施機関の主張に対して、次のとおり、判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、平成29年3月28日付けで、実施機関に対し、要介護認定の本人に係る一次及び二次判定結果並びに判定変更事由の写しの交付を請求するとともに、認定審査会の議事録の詳細内容の開示（録音されているのであれば内容の視聴）を求めている。

これに対し、実施機関は、平成29年3月30日付けで、要介護認定の本人に係る一次及び二次判定結果、本人に係る判定変更事由及び認定審査会の

音声データについて、開示しないとの本件決定を行っている。

これを受け、審査請求人は、平成29年6月21日付けで、実施機関に対し、本件決定を取り消し、認定審査会の議事録の開示を求めている。

このような審査請求に至る経過からすれば、審査請求人が開示を求めた保有個人情報は、認定審査会の議事録及び音声データと解される。

2 開示・不開示について（審査請求人の主張2）

審査請求人の主張する理由の提示が十分であるかは、開示・不開示の判断の適否によって影響を受けるため、以下、まず開示・不開示の判断の適否及びその理由について、述べる。

(1) 議事録について

ア 実施機関は、認定審査会の記録について、音声データとして保管し、文書としての議事録を作成していないとして、既に審査請求人に開示されている議事録（なお、この議事録は、審査請求人の平成29年1月18日付け個人情報開示請求を受け、音声データより作成したものである。）よりも詳細な議事録は存在せず、音声データのみ存在すると主張する。

このような取り扱いは、事務の合理化等の点から、不合理なものではなく、これを否定する理由もない。福岡県内の他の介護保険者にも、認定審査会の議事録について、実施機関と同様に、議事録を作成していない機関が多数存在する。また、審査請求人も、既に開示を受けた議事録よりも詳細な議事録が存在しないことについては、積極的に争っておらず、むしろ音声データを基に詳細な議事録を作成すべきであると主張している。

よって、既に審査請求人に開示されている議事録よりも詳細な議事録は、存在しないと認められる。

イ 次に、審査請求人は、現時点で詳細な議事録が存在しないとしても、音声データを基に詳細な議事録を作成すべきであると主張するため、この点について、判断する。

本件条例は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとする。

ここで、「保有個人情報」は、「当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」とされ、「公文書」は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」とされている（本件条例第2条第1項第4号及び第3号）。

現在存在しない議事録は、実施機関が「保有しているもの」にも、「管理しているもの」にも当たらず、開示請求の対象とならない。

したがって、現在存在しない議事録を開示しないとした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 音声データについて

ア 本件条例第12条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とし、実施機関は、開示請求に係る個人情報に本件条例第12条第1項各号の不開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

実施機関は、本件条例第12条第1項第1号及び第3号の不開示情報に当たると主張しているため、この点について、検討する。

イ 条例第12条第1項第1号は、不開示情報について、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」と規定している。

もともと、公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が「個人」に当たるところを理由に同号の不開示情報に当たるとはいえないものと解され、本件音声データは、この点を理由としては不開示情報に該当しないと判断する。

ウ また、条例第12条第1項第3号は、不開示情報について、「広域連合の機関並びに国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は、協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、（略）があると認められるもの」

と規定している。

認定審査会は、要介護認定に関する審査及び判定業務を公正かつ客観的に行うために設けられた機関であり、これらの職責を果たすためには、他からの何らかの制約を受けることなく、その専門的知識をもとに率直かつ自由な意見交換を行うことが必要であり、審議も、原則非公開とされている。

しかし、音声データが開示されることになれば、その自体をもって、会議における委員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

また、音声データが開示されることになれば、合議体名、審査会における役割、発言内容及び肉声等から委員が特定され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、適正な意思決定に支障をきたすおそれもある。

よって、音声データは、本件条例第12条第1項第3号に規定する不開示情報であると判断する。

エ 音声データが不開示情報に該当するとしても、本件条例第12条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して取り除くことができるときは、開示請求者に対し、該当部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定しており、部分開示ができないか問題となる。

ここで、「容易に区分して除くことができる」とは、当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるが、その部分を除くために多額の費用や技術的な困難さを伴う場合も含む。

電磁的記録については、不開示部分と開示部分の分離が実施機関において保有するソフトウェアでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができる」とは言えないと考えられる。

実施機関は、認定審査会の音声データについて、不開示情報を分離できるソフトウェアを持ち合わせておらず、「容易に区分して除くことができる」とは認められず、部分開示の義務はない。

オ よって、音声データを開示しないとした実施機関の判断は、妥当であ

る。

3 理由の提示について（審査請求人の主張1）

- (1) 福岡県介護保険広域連合行政手続条例第8条第1項は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定めており、実施機関は、開示請求に対して不開示決定をするに当たり、その理由を示す義務がある。

審査請求人は、この不開示決定の理由が不十分であり、不適切であると主張しているため、以下、検討する。

- (2) 本件対象文書は、第6の1で述べたとおり、認定審査会の議事録及び音声データと解される。

しかし、平成29年3月30日付け認定情報不開示決定通知書は、認定審査会の議事録を開示しない理由について、何ら言及していない。

また、平成29年3月30日付け認定情報不開示決定通知書は、認定審査会の音声データを開示しない理由について、本件条例第12条第2項の不開示情報に該当する部分を容易に区別して除けないことと、福岡県介護保険広域連合の要介護認定に係る個人情報の開示に関する規則に該当しないことを述べる。

しかし、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に本件条例第12条第1項各号の情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない（本件条例第12条第1項）。平成29年3月30日付け認定情報不開示決定通知書の音声データを開示しない理由は、本件条例12条1項の何号に該当するか及びその根拠が述べられていない。

以上より、平成29年3月30日付け認定情報不開示決定通知書の理由提示は、不十分であり、不適切であると言わざるを得ない。

- (3) もっとも、認定審査会の議事録については、平成29年1月26日付け個人情報開示決定において、既に関示されている。また、審査請求人も、「第3 審査請求人の主張要旨」で述べたとおり、現時点で議事録が存在しないことを前提に、音声データを元に議事録を作成することを求めている。

そうすると、審査請求人も、認定審査会の詳細な議事録について、これが存在せず、このことが議事録を開示しない理由となっていることを知り得たと考えられる。

また、認定審査会の音声データについては、第6の2(2)エで述べたとおり、開示により、率直な意見交換が損なわれるおそれ及び適正な意思決定に支障をきたすおそれがあり、不開示情報に該当し、原処分を取り消したとしても、改めて理由を示した開示しない旨の処分が出されるにすぎないこと、当審査会で内容を確認したところ、平成29年1月26日付けで開示している議事録の内容と相違ないこと等からすれば、本件処分の理由の提示については、違法とまでは評価できない。

4 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり、判断する。

第7 付言

第6の3で述べたとおり、平成29年3月30日付け認定情報不開示決定通知書の理由提示は、不十分であり、不適切である。

そのため、今後の開示請求に対する理由の提示では、不十分であり、不適切との指摘を受けることがないように、適切な対応が望まれる。

(福岡県介護保険個人情報保護審査会)

委員 杉本 美穂子 委員 高藤 基嗣 委員 田代 多恵子
委員 狭間 直樹 委員 藤村 昌憲